

【裁定委員会】2022年8月10日付け決定

●事案1

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部顧問

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2022年8月10日（懲罰決定の日）から6か月間停止する。
（バスケットボールに関する一切の活動について、6か月間停止する）

3 懲罰の起算日

2022年8月10日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手に対する暴言（人格を一方的に否定し自尊感情を傷つける発言、バスケットボールの指導と乖離した不適切な発言）

●事案 2

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部外部指導者

2 懲罰の内容

- ・本協会の登録資格を、2022年8月10日（懲罰決定の日）から1年間停止する。（バスケットボールに関する一切の活動について、1年間停止する）
- ・併せて研修の受講の義務を科す。
- ・対象者が保有するコーチライセンスを降級する。

3 懲罰の起算日

2022年8月10日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手に対する暴力（至近距離から叱責及び罵倒をした上、殴るふり、蹴るふりをし、選手の顔のすぐ脇の壁を、複数回殴る、足で蹴る等した行為）
- ・所属選手に対するハラスメント等の不適切な行為（ドクターストップにより練習に参加していなかった選手に対し、自己の優越的な地位を利用して、練習への参加を強制するような発言等）